

監 査 報 告 書

学校法人 実学舎
理事会および評議員会 御中

私たちは、学校法人実学舎の監事として、私立学校法第37条3項の規定に基づき、本法人の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における法人の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、法人の業務に関する決定および執行は適切であり、会計帳簿は法人の収支および財産の状況を正しく示しており、理事の業務執行は適切であり、本法人の業務および財産ならびに理事の業務執行に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

令和 3 年 5 月 24 日

学校法人 実学舎

監事

友 光 道 教



監事

荒 井 久 雄

